

浮島廃棄物埋立処分場廃棄物等処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浮島廃棄物埋立処分場における廃棄物等の受入についての基本的な事項を定め、浮島廃棄物埋立処分場の適正な管理運営を図ることを目的とする。

(施設搬入することができる廃棄物)

第2条 施設に搬入できる廃棄物は次のとおりとする。

- (1) 市焼却施設で発生する焼却灰
- (2) 市内公共施設等から発生する廃棄物で第3条の基準に適合するもので、再生利用が困難なもの
- (3) 市内の小規模事業者（常時使用する従業員の数が概ね20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者）で、第3条の基準に適合し、再生困難な物で市内から発生した廃棄物に限る
- (4) 一般家庭から発生する残土及び不燃性廃棄物で第3条の基準に適合するもの
- (5) その他市長が認めたもの

(受入基準と受入時間)

第3条 廃棄物の受入基準と受入時間は、別表のとおりとする。

(申請手続き)

第4条 廃棄物の申請手続きは、次によるものとする。

- (1) 第2条第2号で規定する廃棄物を搬入する場合は、事前に処理計画課と発生事業局で搬入量及びその他必要事項を協議すること。
- (2) 第2条第3号に規定する廃棄物を搬入する場合は、事前に処理計画課と協議の上「廃棄物等搬入申請書」により申請すること。なお、「廃棄物等搬入申請書」には次の書類を添付すること。
 - ア 再生利用が困難な理由書
 - イ 自社工事等で発生する廃棄物を自社で運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条の2の2第4項の規定による、内容物等を記載した書類
 - ウ その他必要と認められるもの
- (3) 第2条第4号に規定する廃棄物を搬入する場合は、「廃棄物等搬入申請書」に必要事項を記載し、発生場所を所管する生活環境事業所に申請し、確認を得ること。

また、火災ごみの場合は、「廃棄物等搬入申請書」及び搬入日時、搬入量等を記載した搬入計画書並びに消防署が発行する「り災証明書」の写しを生活環境事業所に提出すること。

(審査)

第5条 申請された内容についての審査は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等から発生する廃棄物の場合
処理計画課は、搬入される廃棄物が第2条第2号に適合しているかを審査し、搬入量、搬入時期

等について浮島埋立事業所に連絡をする。

(2) 小規模事業者の場合

搬入される廃棄物が第2条第3号の規定に適合していることを第4条第2号の添付書類により確認し、浮島埋立事業所に書面で連絡をする。

(3) 一般廃棄物の場合

生活環境事業所は、火災ごみの場合、現地を確認のうえ、記載された内容と相違ないか調査を行い、り災証明書の写し、搬入計画書を浮島埋立事業所に送付する。また、変更があった場合も、量及び搬入日時を浮島埋立事業所に連絡する。

2 浮島埋立事業所は、第5条1号及び2号の申請内容と搬入物に相違ないか審査（以下「内容審査」という。）する。

（受入拒否）

第6条 次の各号に該当する場合は、受入を拒否することができる。

- (1) 第4条の承認の申請手続きを終了していないとき
- (2) 第4条の申請内容と異なるとき
- (3) 内容審査に応じないとき
- (4) 第9条の規定に違反したとき
- (5) 自社物の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条の2の2第4項の規定に基づく書面を提示しない場合
- (6) その他、市の指導に従わないとき

（処分料金等）

第7条 処分料金については、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第44条に定めるところによる。

（廃棄物の計量方法）

第8条 廃棄物の計量方法は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第4号は、搬入前に車両重量を計量し、事前に登録してある車両重量との差で、廃棄物の重量を算定する1度計量とする。
 - (2) 第2条第2号及び第3号は、搬入前と搬入後の車両重量を計量し、その差で廃棄物の重量を算定する2度計量とする。ただし、搬入後に計量せずに退場した場合など、廃棄物の重量が不明な場合は、事前に登録してある車両重量を使用し、廃棄物の重量を算定するものとする。
- 2 前項の事前に登録する車両重量は、原則として自動車検査証に記載された車両重量とする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、浮島埋立事業所で搬入車両の計量を行い、算定された重量とする。

（搬入事業者の遵守事項）

第9条 搬入事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設搬入に当たっては、車両事故、労働災害、施設破損等を防止するために、埋立処分場で定める安全基準を遵守すること。
- (2) 事故・災害が発生した場合で、その原因が搬入事業者にある場合は、当該搬入事業者の責任で速やかに対処すること。
- (3) 施設搬入に当たって市に損害を与えた場合は、搬入事業者は現状回復等必要な措置を講じるとともに、損害を賠償しなければならない。
- (4) その他、関係法令を遵守すること。

(荒天時の対応)

第 10 条 荒天時、市は事前に予告することなく、搬入を中止することができる。

(滞納者に対する措置)

第 11 条 廃棄物処理手数料を滞納している事業者が施設搬入する際には、その都度当該廃棄物の処理手数料を指定処理施設で即納等をさせることもできる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項が発生した場合は、関係部署で協議して決める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次の要綱は廃止する。

1 川崎市廃棄物埋立地廃棄物等処分要綱は廃止する。

2 川崎市浮島廃棄物埋立処分地処分料金取扱要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

受 入 基 準

区分	種 類	受 入 基 準
公共施設から発生する廃棄物	燃えがら	公共施設から発生するものに限る（以下基準に該当するもの） (1) 投入処分時に海面に浮遊物を有しないもの
	ばいじん	(2) 飛散及び流出防止措置を講じたもの (3) 有害でないと認めるもの※
	汚泥	(1) 含水率85%以下のもの (2) 油分が15mg/l以下のもの。または、投入処分時にできる油膜が海面に生じないもの (3) 有害でないと認めるもの※ (4) 投入処分時に海面に浮遊物を有しないもの
民間産業廃棄物等	ガラス及び陶磁器くず	(1) 最大径15cm以下のもの (2) 中空でないもの (3) 再生利用が困難なもの (4) 有害でないと認めるもの※
	がれき類	(1) 排出事業者が小規模事業者であり、かつ搬入する廃棄物が再生困難なもの (2) 中空でないもの (3) がれき類については最大径概ね30cm以下のもの (4) 有害でないと認めるもの※
一般廃棄物	不燃性廃棄物	家庭からの廃棄物で以下の基準に該当するもの (1) 残土 (2) 中空または鋭利でないもの (3) がれき類については最大径30cm以下のもの (4) 有害でないと認めるもの※
	火災ごみ	火災により発生した廃棄物で以下の基準に該当するもの (1) 残土 (2) 中空または鋭利でないもの (3) がれき類については最大径30cm以下のもの (4) 有害でないと認めるもの※
	その他	本市埋立処分場に支障をきたさない範囲のもの

※有害でないと認めるもの

受入れる廃棄物が、次の全てに適合する場合は、有害でないと認めるものとする

- PCBおよびPCB汚染物を含まないもの
- 爆発性、毒性及び感染性を有しないもの
- 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年度総理府令第5号）の判定基準に適合するもの
- その他、埋立処分場及びその周辺環境を著しく悪化させ、又は埋立処分場の作業を著しく阻害する恐れがないと判断されるもの（著しい発色性、発砲性、飛散性及び悪臭を有しないもの）

受入時間

月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・休庁日を除く）

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分）

※荒天時、搬入を停止する場合があります。